

令和8年9月4日14時00分
近畿地方整備局



近畿地方整備局管内の「道の駅」が新規登録されました

～ 新たに1駅が登録され、近畿で160駅に！ ～

今回、近畿地方整備局管内では新たに以下の駅が登録（令和8年9月4日付け）され、合計で160駅 となりましたのでお知らせします。

【新たに登録された道の駅（1駅）】

こんだ ^{おんせん}温泉ぬくもりの ^{さと}郷 （兵庫県丹波篠山市）

「道の駅」は、平成5年の制度創設以来、令和5年で30年が経過しました※。

国土交通省では、新たに加わった「道の駅」とともに、地方創生・観光を加速する拠点への進化を目指す第3ステージの取組みを進めてまいります。

（全国では、1,234駅となります。）

※平成5年4月22日 第1回登録

＜今回の登録による近畿地方整備局管内の「道の駅」の府県別登録数＞

福井県21駅、滋賀県20駅、京都府18駅、大阪府10駅
兵庫県37駅（1駅追加）、奈良県18駅、和歌山県36駅 ⇒ 近畿計160駅

全国の「道の駅」一覧については、以下の URL を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/list.html>



＜取扱い＞

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
兵庫県政記者クラブ、神戸市政記者クラブ、丹波篠山記者クラブ

＜問合せ先＞ 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

交通対策課長 ^{はやし}林 ^{しげみ}茂視（内線4511）

道路構造保全官 ^{なかい}中井 ^{さとし}哲士（内線4513）

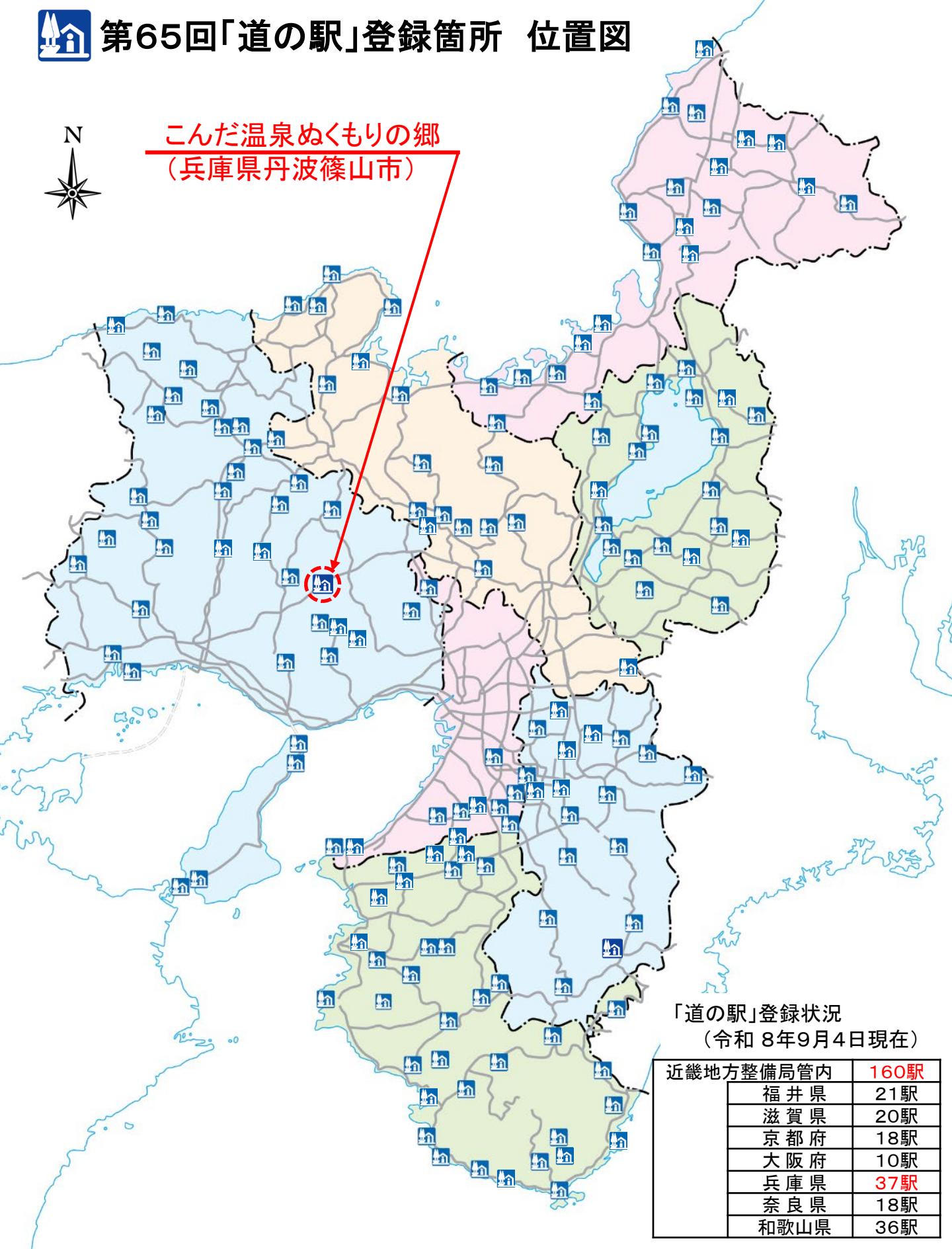
TEL：06-6945-9107 FAX：06-6942-3911



第65回「道の駅」登録箇所 位置図



こんだ温泉ぬくもりの郷
(兵庫県丹波篠山市)



「道の駅」登録状況
(令和 8年9月4日現在)

近畿地方整備局管内		160駅
福井県	21駅	
滋賀県	20駅	
京都府	18駅	
大阪府	10駅	
兵庫県	37駅	
奈良県	18駅	
和歌山県	36駅	

府県名	設置者	駅名	設置箇所	詳細についての問合せ先
兵庫県	丹波篠山市	おんせん こんだ温泉ぬくもりの郷	ひょうごけんたんばささやましこんだちようこんだしんでん ばんち 兵庫県丹波篠山市今田町今田新田21番地10	丹波篠山市役所 地域整備課 TEL 079-552-1111

道の駅「^{おん} ^{せん} こんだ温泉ぬくもりの郷」

◆路線名：市道^{こんだしんみち}今田新道線

◆所在地：兵庫県丹波篠山市^{たんば ささやま}今田町^{こんだちよう}今田新田^{こんだしんでん}21番地10

◆設置者：丹波篠山市

◆面積および施設等

- ・面積：54,746㎡
- ・施設：駐車場169台、トイレ29器、情報提供施設、休憩施設、観光案内所、ベビーコーナー、公衆無線LAN、物販施設、飲食施設、温泉施設、加工施設、交流広場
- ・整備手法：一体型

◆オープン予定：令和8年度

◆特徴

- ・阪神方面からのアクセスに優れた位置へ市全域へのゲートウェイとなる「道の駅」を設置
- ・丹波篠山黒大豆や丹波茶などの農産物、日本六古窯の一つである丹波焼といった特産品を販売することで地域資源を広くPR
- ・地場産品を活かしたレストランや露天風呂を有する大浴場などを整備し、地域内外の交流を活性化

現況写真

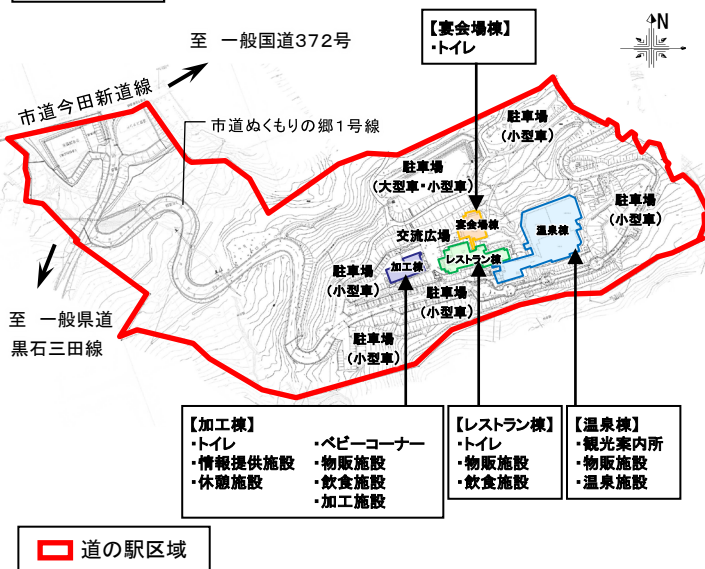


位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<https://www.gsi.go.jp/>)

平面図



位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<https://www.gsi.go.jp/>)



「道の駅」について

1. 目的

道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

2. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

3. 道の駅の登録について

道の駅は、市町村等からの申請に基づき、国土交通省で要件を満たすものを、道の駅として毎年登録しています。

4. 主な登録要件

(1) 休憩施設

- ・ 駐車場：道路利用者が 24 時間無料で利用できる十分な容量の駐車場
- ・ トイレ：清潔で 24 時間利用可能なトイレ（原則、洋式）、障害者用トイレも設置
- ・ 子育て応援施設：24 時間利用可能な乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペースの確保（ベビーコーナー）

(2) 情報発信施設

- ・ 道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

(3) 地域連携

- ・ 地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直売所などの地域振興施設

(4) 設置者

- ・ 市町村又は市町村に代わり得る公的な団体※

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、市町村が推薦する公益法人または市町村から土地・建物の貸与を受け、市町村と管理運営についての協定を締結する法人

(5) その他の配慮事項

- ・ 施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化がされていること。